

10. ニシン^{りょう}漁の終わり

太平洋戦争^{せんそう}(※64)の敗北^{はいぼく}により、占領軍^{せんりょうぐん}(※65)は日本^{ぎよ}漁

業^{ぎょう}の改革^{かいかく}を開始^{かい}しました。

昭和21年(1946)からは占領政策^{せんりょうせいさく}(※66)の一貫^{いつかん}(※67)として

漁業改革^{ぎょぎょうかいかく}が進め^{すす}られ、昭和24年(1949)11月29日の第6回

国会^{こくわい}において、新漁業法^{しんぎょぎょうほう}が成立^{せいりつ}しました。

この新漁業法^{しんぎょぎょうほう}は従属的^{じゅうぞくてき}(※68)な漁民^{ぎょみん}の開放^{みんしゆ}と民主化、

漁民^{ぎょみん}の自営^{じえい}(※69)を促^{うなが}すことを目的^{もくてき}としていました。

※64 太平洋戦争^{せんそう}

第二次世界大戦中、昭和16年12月8日から始まった日本とアメリカやイギリスなどの戦争^{せんそう}で、日本は昭和20年8月15日に降伏^{こうふく}した。

※65 占領軍^{せんりょうぐん}

他国の領土^{りやうど}を武力^{ぶりよく}によって支配^{しはい}する軍隊^{ぐんたい}。

※66 占領政策^{せんりょうせいさく}

支配^{しはい}下^かにおいた他国の動向^{どうこう}を決めていくこと。

※67 一貫^{いつかん}

一つの態度^{たいど}や方法^{ほうほう}を始めから終わりまで通すこと。

※68 従属的^{じゅうぞくてき}

他のもの下^{した}につき従^{したが}うこと。支配^{しはい}を受ける状態^{じょうたい}にあること。

※69 自営^{じえい}

独立^{どくりつ}して自分の力^{ちから}で経営^{けいえい}すること。

けいえいしゃ しかく ぎょぎょうけん ちんたい
経営者として資格のない人には漁業権を認めず、賃貸

は一切認めないというものでした。

しんぎょぎょうせいど ていちあみ とう かんない
新漁業制度によるニシン定置網の統数は、留萌管内に

おいては413統から356統になりました。

昭和24年(1949)から一時は漁獲高が持ち直しましたが、

昭和30年(1955)の留萌238トン、全道27,235トンを最後

に北海道沿岸のニシン漁は終わりを迎えたのです。



ニシンが
獲れなくなったMO・・・。